

訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業に関する経費について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。
- 2 訪問看護師・訪問介護員（以下「訪問看護師等」という。）がサービスを提供する際、利用者等からの暴力行為などの対策として2人体制での訪問が必要となるケースで、利用者及び家族等の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助することで、訪問看護師等の安全確保を図り、離職防止に資することを目的とする。

(補助対象事業者)

- 第2条 補助事業の対象となる者は、次に該当するものとする。

兵庫県内に事業所が所在し、介護保険法に基づく訪問看護、介護予防訪問看護又は訪問介護事業を暴力行為等にかかる利用者に提供する事業者。

(対象経費)

- 第3条 補助事業の対象となる経費は、補助対象事業者が当該年度内に、神戸市の介護保険被保険者に対して実施する訪問看護事業、介護予防訪問看護事業又は訪問介護事業で、予め補助対象事業者が市に協議し、次のいずれにも該当すると市長が認めた2人訪問に要する経費。

- ア. 訪問看護師等に対する暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為に係る安全確保のため、2人の訪問が必要と認められること。
- イ. 2人でのサービス提供について、利用者及び家族等の同意が得られないことに相当の理由があり、介護報酬の加算が適用できないと認められること。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

補助基準額に2／3を乗じた額を交付額とする。（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）ただし、予算の範囲内とする。

(補助基準額)

- 第5条 補助基準額は、市長が認めた2人体制でのサービス提供回数に補助基準単価を乗じた額とする。

(補助基準単価)

- 第6条 補助基準単価は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 訪問看護、介護予防訪問看護：

(看護師等による複数名訪問)	30分未満 2,540円/回
	30分以上 4,020円/回
(看護師等と看護補助者による複数名訪問)	30分未満 2,010円/回
	30分以上 3,170円/回

(2) 訪問介護：

(訪問介護による訪問)	20分未満 1,670円/回
	20分以上 30分未満 2,500円/回

30分以上1時間未満 3,960円/回

(交付申請にかかる事前協議)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、事前協議書（様式第1号）に関係書類を添えて、指定する期日までに提出しなければならない。

(交付申請)

第8条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第2号の1）
- (3) 補助事業等に係る収支予算書（様式第2号の2）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助対象事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第5号）
- (2) 事業計画書（変更後）（様式第5号の1）
- (3) 補助事業等に係る収支予算書（変更後）（様式第5号の2）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象事業者は、同2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適當であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

(現況報告書の提出)

第11条 補助対象事業者は、現状報告書（様式第9号）に関係書類を添えて、年1回、補助対象期間（補助対象となる訪問を初めて行った日の属する月から、当該年度の3月末日）のおおむね半期に当たる時期に提出しなければならない。ただし、補助対象期間が3ヶ月以内の場合については、この限りでない。

(実績報告書の提出)

第12条 補助対象事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、当該補助事業の完了後、速やかに市長まで提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第10号）
- (2) 事業報告書（様式第10号の1）
- (3) 補助事業等に係る収支決算書（様式第10号の2）

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第13条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書（様式第11号）により、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第12号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助対象事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により当該補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年12月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。